

総合事業 対象者の弾力化について ～コミュニティデイハウスの継続利用～

茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

総合事業対象者の弾力化と運用について

【対象者の弾力化】

要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険法実施規則の改正により、令和３年度より各市町村の判断で要介護認定者についても一定の条件下で総合事業のサービス利用が可能となりました。

○茨木市における運用

通所型サービスB（以下、コミュニティデイハウスという）の利用者が要介護認定を受けた際、本人が継続利用を希望する場合、下記要件を全て満たす場合に限り、コミュニティデイハウスを継続利用することができる。

- ① 要介護認定を受ける以前（事業対象者、要支援１・２の時点）からコミュニティデイハウスを利用している ※新規利用の場合は不可
- ② 要介護１の認定まで
- ③ 認定調査票の基本調査（※主治医意見書ではありません）における障害高齢者の日常生活自立度が「自立、Ｊ１、Ｊ２、Ａ１、Ａ２」までかつ、認知症高齢者の日常生活自立度が「自立、Ｉ」まで
- ④ 対象のコミュニティデイハウスが受け入れ可能である

○ケアマネジメントの取り扱い

・要介護１で、介護給付サービスとコミュニティデイハウスを併用する場合

→「ケアプラン」を居宅介護支援事業所で作成

支援実施主体	居宅介護支援事業所
ケアマネジメント種別	居宅介護支援
報酬単価	居宅介護支援費

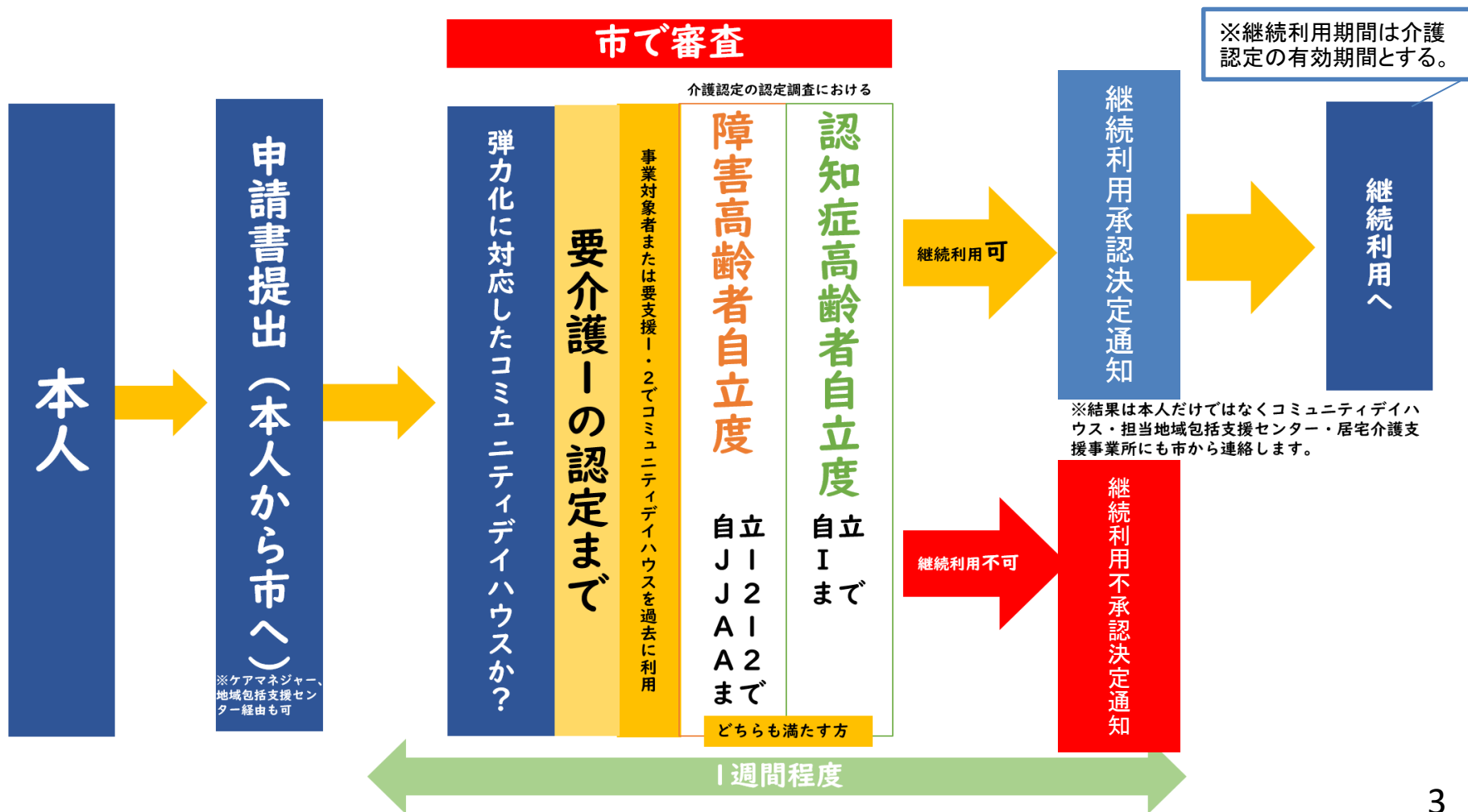
・要介護１で、コミュニティデイハウスのみを利用する場合

→「介護予防ケアマネジメント」を地域包括支援センターで作成

支援実施主体	地域包括支援センター
ケアマネジメント種別	ケアマネジメントC
報酬単価	4,686円（438単位）



継続利用希望者の申請手順



重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしくお願いします。(〆切R4.4.28)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。